

自立支援医療（精神通院）の 申請書類の記載について

野口正行

メンタルセンター岡山

（岡山県精神保健福祉センター）

自立支援医療（精神通院）

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条の規定による精神障害者通院医療費公費負担制度の運用について」
H14.5.21障精発0521001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知

「自立支援医療費の支給認定について」
H18.3.3障発0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。H26.1.24障発0124第6号最近改正

自立支援医療（精神通院）

- 対象
 - 精神障害者またはてんかんを有する者で、**通院による治療を継続的に必要とする**程度の状態のもの
- 範囲
 - 入院していないで行われる医療（外来あるいは訪問）
 - 当該精神障害の症状に起因して生じた病態と当該精神障害の治療に関連して生じた病態（薬物療法の副作用等）
 - 精神障害により、自己の安全や健康を守る能力が著しく低下していると判断される場合には、身体疾患も対象になる。
- 症状がほとんど消失していても、その状態を維持したり、再発を予防するための治療継続は対象。
- 知的障害や認知症は、易怒性、気分変動、暴力、衝動行為、職行動異常等の行動の障害を伴い、継続的な治療が必要な場合。
- 器質性精神障害の原因疾患の検査・治療などは対象にはならない。
- 通院医療機関とデイケアの医療機関と分ける場合などには、その必要性について記載する。基本は一つの医療機関が対象。

審査の基本的な着眼点

- 精神障害者またはてんかんを有する者で、通院による治療を継続的に必要とする程度の状態であることが書かれている。
- 発症、その後の治療経過、症状について病状と治療状況がわかるように書かれている。
- 知的障害や認知症では、気分や行動等の障害を伴い、継続的な精神科的治療が必要であることがわかる。
- 治療状況と今後の方針が個別具体的に書かれている。
- 通院医療機関とデイケアの医療機関と分ける場合など複数の医療機関に通院する場合には、その必要性が明記されている。

よくある記載例 1

②発病から現在までの経過

「現在は月に1回通院している」

→発病からどのような治療をしてどういう経過を辿って今に至ったのか？

□発病時の状況や症状、その後の治療経過、最近1、2年間の状態と治療状況などを、簡潔に記載をする（特に新規申請の場合）

④③の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等

「今は落ち着いている」

→治療継続が必要な状況があるのか？治療しないとどうなるか？

□例）治療継続の必要性を書くことが必要なので、治療をしない場合などに状態悪化して予測される症状などを書く。

よくある記載例 2

⑤ (2) 精神療法等

「通院精神療法」

→「精神療法は？」と聞かれて「精神療法」と答えている？

→精神療法として何をしているのか？

■例) 職場の同僚との対人トラブルからうつを繰り返す人には、「対人関係の状況を振り返り、対応方法について検討する」など、具体的な記載をする

⑥ 今後の治療方針

「通院」あるいは「薬物療法、精神療法」

→これは自立支援医療の申請をするほとんどの人に該当するのでは？

■例) 上記の例では、「抗うつ剤を継続しながら、職場での対人関係の改善により、うつの再発を予防する」など、個別性に配慮した記載をする。

よくある記載例 3

⑤ (2) 精神療法等（てんかんの場合）

「なし」

□てんかんの場合、薬物療法が基本であるが、疾病教育や薬物療法の指導なども含まれるので、その点を記載する。

まとめ

- 自立支援医療（精神通院）では、外来あるいは訪問治療の継続が必要な状態の人が対象となる。
- 書類作成が多く、記載が大変だと思われるが、制度の適正利用が行われることが制度を守ることになる。
- 簡潔でありつつ必要なポイントを押さえた記載が求められる。
- 制度の趣旨を理解し、適正な制度利用、診断書の記載にご協力をお願いいたします。